

R 4 介護保険施設等管理者研修会（集団指導）

事業所等への監査について

茨城県福祉部長寿福祉課



事業所等への監査について

- 1 監査の概要について
- 2 令和3年度 監査の主な指摘事項について

【参考】令和2年度 監査の概要（全国）について



1 監査の概要について

(1) 監査は、県が入手した各種情報により、著しい法令等違反や不正請求等が認められる場合、高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている場合、又はその疑いがある場合に随時実施。

※各種情報とは、市町村、利用者、その家族、従業員及び運営指導後の情報など

※運営指導から監査に切り替える場合もある

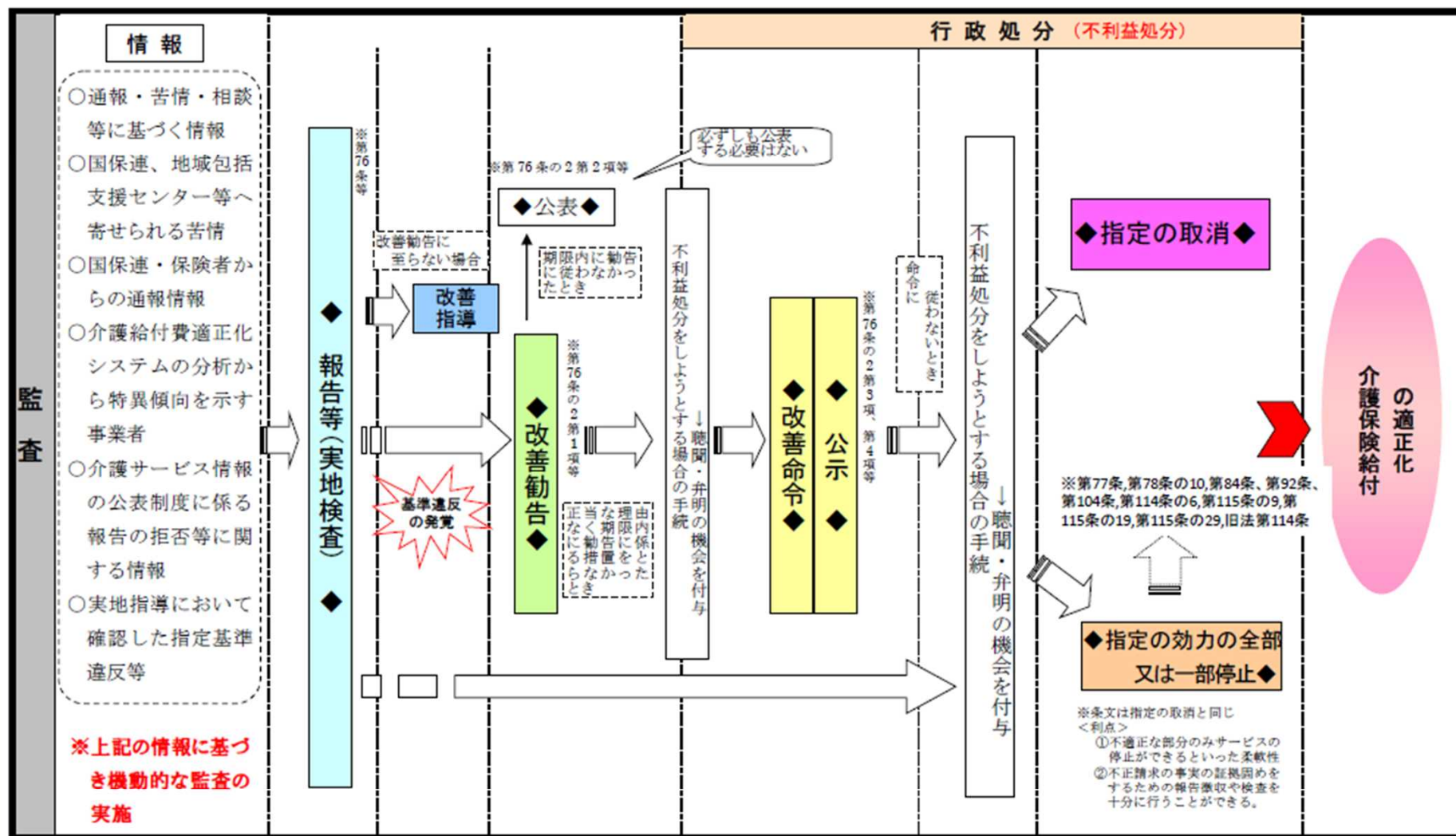
(2) 長寿福祉課が中心となり、福祉政策課、各保健所及び市町村と連携して実施。

(3) 原則として、事前の通知を行わずに実施。

(4) 監査の結果、「改善勧告」、「改善命令」、「効力の停止」、「指定取消」などの措置がある。



監査の実施から行政処分の流れ



※「介護保険施設等の指導監督について」(平成18年10月23日老発第1023001号厚生労働省老健局長通知)

2 令和3年度 監査の主な指摘事項について

令和3年度監査実績1件、うち改善勧告1件

【勧告】主な内容

○ 特別養護老人ホーム：

- ・ ナースコールについては、入所者が使用できる状態で設置すること。入所者がナースコールを使用できない場合は、巡視の強化やセンサーマットの導入等の代替案を検討すること。（設備基準）
- ・ 新規入所者を受け入れる場合には、透明性及び公平性を確保する観点から、入所判定会議を開催し、決定すること。（運営基準）
- ・ サービスを提供した際には、提供日及び提供した具体的なサービス内容、入所者の心身の状況その他必要な事項を適正に記録すること。（運営基準）
- ・ 身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない



こと。緊急やむを得ない場合に、身体的拘束等を行う場合にあっては、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件全てを満たしているかについて慎重かつ十分に検討を行うこと。（身体的拘束の適正化）

- ・ 計画作成担当介護支援専門員は、入所者を受け入れる際は、施設サービス計画書を作成すること。また、計画書を入所者又は家族に説明し、書面により入所者の同意を得るとともに、入所者に交付すること。（施設サービス計画書の適正化）
- ・ 入所者に対し、1週間に2回以上、適切な方法により入浴又は清拭すること。
- ・ 排せつ後の介助については衛生上問題のないものを使用して行い、また衛生用品は、感染対策防止の観点から管理の徹底を図ること。
- ・ 管理者は、従業者の管理、身体的拘束の適正化を含め、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行うこと。



【参考】令和2年度 監査の概要（全国）について

○ 指定取消（60件）

訪問介護19件、第1号訪問16件、居宅介護支援5件他

○ 効力の停止（49件：一部38件・全部11件）

【指定取消理由】

① 介護報酬の不正請求があった。（31件）

② 介護保険法その他保健医療若しくは福祉に関する法律に基づく命令に違反した。（19件）

③ 帳簿書類の提出命令に従わず、又は虚偽の報告をした。（12件）

④ 質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げた（8件）

⑤ 不正の手段により指定を受けた。（11件）

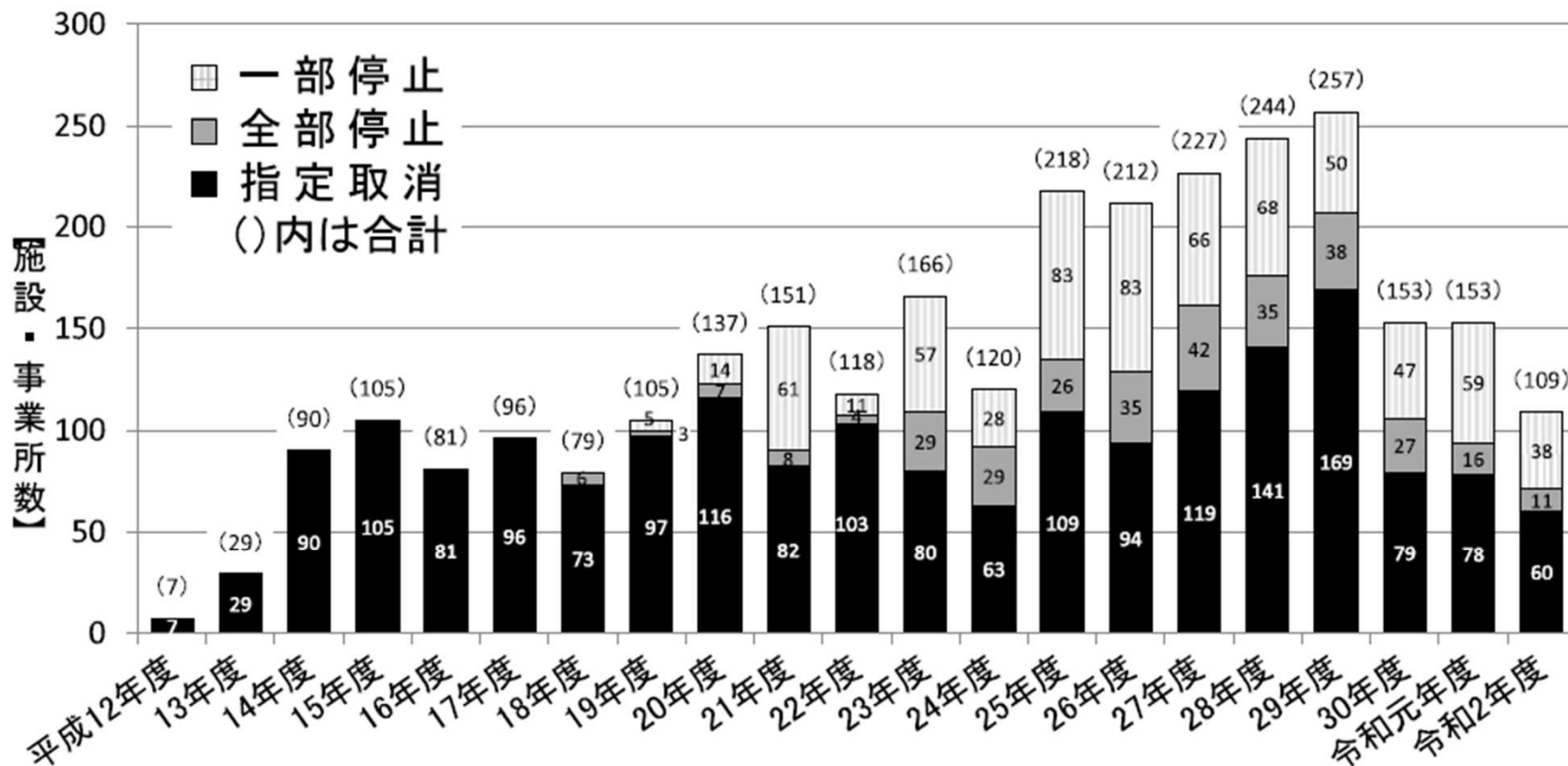
⑥ 設備及び運営に関する基準に従った、適切な運営ができなくなった。（8件） 等

※複数の指定取消事由が該当する事業所については各指定取消事由ごとに計上。



指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設等の内訳

指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計): 2, 857事業所



- 注：1) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 2) 平成27年度以降には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
 3) 効力の停止処分は、平成18年度から施行された。

指定取消事由の状況（令和2年度）

介護サービスの種類	指定取消件数	処分事由（複数回答）								
		人員について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなった	設備及び運営に関する基準に準った、適切な運営ができなくなった	委託者の人格を尊重する義務に違反した	介護給付費の請求に関して不正があった	帳簿書類の提出命令等に従わず、又は虚偽の報告をした	質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げた	不正の手段により指定を受けた	介護保険法その他保健医療若しくは福祉に関する法律に基づく命令に違反した	その他
		（根拠条文例）第77条第1項								
		第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号	左記以外
指定訪問介護事業所	(19)	4	6	2	15	8	6	-	3	2
指定訪問看護事業所	(2)	-	-	-	1	-	-	1	-	-
指定通所介護事業所	(4)	1	-	-	3	-	1	3	-	1
指定福祉用具貸与事業所	(1)	-	-	-	-	-	-	1	-	-
指定特定福祉用具販売事業所	(1)	-	-	-	-	-	-	1	-	-
介護老人保健施設	(1)	-	-	-	1	-	-	-	-	1
指定介護予防訪問看護事業所	(2)	-	-	-	-	-	-	1	-	1
指定介護予防福祉用具貸与事業所	(1)	-	-	-	-	-	-	1	-	-
指定特定介護予防福祉用具販売事業所	(1)	-	-	-	-	-	-	1	-	-
指定居宅介護支援事業所	(5)	1	1	1	4	2	-	-	-	3
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(1)	1	1	-	1	1	-	-	-	-
指定地域密着型通所介護事業所	(1)	1	-	-	-	-	-	1	-	1
第1号訪問事業	(16)	-	-	-	6	1	1	-	12	3
第1号通所事業	(5)	1	-	-	-	-	-	1	4	1
合計	(60)	9	8	3	31	12	8	11	19	13

注：1）（ ）内は令和2年度に指定取消処分を受けた事業所件数である。

2）件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

3）複数の指定取消事由が該当する事業所については、各指定取消事由ごとに計上されるため、指定取消件数と各指定取消事由の合計は一致しない。

ご清聴ありがとうございました。

